

令和7年4月以降の学校給食費・学校徴収金に関するQ&A

- ※ 本Q&Aの内容は、令和7年4月以降の学校給食費に関するものです。これより前の学校給食費に関しては、お子様の通う学校へお問い合わせ等願います。
- ※ Q&Aは随時更新します。最新情報は、市ホームページをご覧ください。
(こちら→)



【学校給食費の公会計化に関するお問い合わせ先】

新潟市教育委員会事務局 保健給食課
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地
TEL : 025-226-3213 (直通) FAX : 025-226-0034

目次

1 学校給食費の公会計化について	4
Q 1-1 学校給食費（以下「給食費」といいます。）の公会計化とは何ですか？	4
Q 1-2 給食費の公会計化により、保護者にとっては何が変わりますか？	4
2 保護者ポータルサイトについて	4
Q 2-1 保護者ポータルサイトとは何ですか？	4
Q 2-2 保護者ポータルサイトの登録は必須ですか？	4
Q 2-3 自宅にインターネット環境がなく、スマートフォン等も所持していないため、保護者ポータルサイトの登録ができません。どうすればいいですか？	4
Q 2-4 「令和7年度からの給食費・学校徴収金納入に必要な手続きのお知らせ」（封書）が届きましたが、4月から私立学校等（もしくは市外の学校）へ入学・進学する予定です。登録しなくてもよいですか？	5
3 給食申込み等について	5
Q 3-1 給食申込み（以下「申込み」といいます。）は、なぜ必要ですか？	5
Q 3-2 現在子どもが2人以上新潟市立学校へ在籍していますが、それぞれに手続きが必要ですか？	5
Q 3-3 食物アレルギーのため、給食を全く食べていない（毎日弁当持参）ですが、申込みや口座振替登録が必要ですか？	5
Q 3-4 長期欠席中のため、給食を全部停止しています。この場合でも、申込みや口座振替登録が必要ですか？	5
Q 3-5 新潟市立学校以外（市外・私立等）に転校することになりました。どのような手続きをすればよいですか？	6
Q 3-6 食物アレルギー等についての相談は、どこにすればよいですか？	6
4 給食費について	6
Q 4-1 給食費は何に使われるのですか？	6
Q 4-2 給食費の納付額はどのようにして決まるのですか？	6
Q 4-3 食物アレルギー等により給食を全部・一部停止する場合、給食費はどうなるのですか？	6
Q 4-4 現在、食物アレルギー等により、給食を全部または一部停止しています。改めて手続きが必要ですか？	7
Q 4-5 給食を食べなかった場合、給食費は減額してもらえるのですか？	7
Q 4-6 一旦停止した給食を再開する際にはどうすればよいですか？	7
5 学校徴収金について	7
Q 5-1 学校徴収金とはどのようなものですか？	7
Q 5-2 学校徴収金の額はどのようにして決まるのですか？	7

6 給食費・学校徴収金の支払いについて	7
Q 6-1 給食費・学校徴収金はどのように支払えばよいですか？	7
Q 6-2 クレジットカード、電子マネー、スマホ決済はできますか？	8
Q 6-3 現在も口座振替で支払っていますが、新たに手続きの必要がありますか？	8
Q 6-4 必ず口座振替にしないといけませんか？	8
Q 6-5 口座振替ができる金融機関はどこですか？	8
Q 6-6 Webでの口座振替登録サービスとは何ですか？	9
Q 6-7 金融機関の申込画面で暗証番号の入力を求められますが問題ないですか？	9
Q 6-8 Webでの口座振替登録サービスを利用するには、インターネットバンキングを利用している必要がありますか？	9
Q 6-9 口座名義は納入義務者名義（保護者など）の口座でなければいけませんか？	9
Q 6-10 きょうだい分の給食費を、同じ口座から振り替えることはできますか？	9
Q 6-11 振替口座を変更したい場合はどうすればよいですか？	9
Q 6-12 口座残高不足により、振替ができなかった場合はどうなりますか？	10
Q 6-13 納付書はどこで支払えますか？	10
Q 6-14 学校に現金を持参して支払うことはできますか？	10
Q 6-15 経済的に給食費の支払いが困難ですが、どうすればよいですか？	10
Q 6-16 給食費を滞納した場合はどうなりますか？	10

1 学校給食費の公会計化について

Q1-1 学校給食費（以下「給食費」といいます。）の公会計化とは何ですか？

給食費の公会計化とは、学校給食（以下「給食」といいます。）の提供を受ける児童・生徒の保護者の皆様に納付いただく給食費を新潟市の予算に計上し、議会の承認を得た上で、新潟市が給食費の徴収・管理を行うことです。

その目的は以下のとおりです。

- ・給食を子どもたちにより安定的に供給する。
- ・事務を効率化し会計の透明性を一層高める。
- ・保護者の利便性の向上を図る。
- ・学校現場の多忙化解消を図り、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保する。

なお、給食費の「公会計化」とは、無償化のことではありません。

Q1-2 給食費の公会計化により、保護者にとっては何が変わりますか？

主に以下の点が変わります。

- ①給食費の納付先が学校から新潟市に変わります。そのため、初めに新潟市への給食申込み及び口座振替登録が必要となります。
- ②振替口座の対象金融機関の選択肢が増えるほか、Web から振替口座の登録ができるようになります。（振替可能な金融機関は、Q6-5参照）
口座振替手数料は新潟市が負担しますので、保護者様の手数料のご負担はありません。
- ③給食費の滞納があった場合、新潟市から連絡があります。また、滞納が長期にわたる場合等には、法的手続きをとる場合があります。
- ④「保護者ポータルサイト つばさ（新潟市用）」（以下「保護者ポータルサイト」といいます。）を導入します。

2 保護者ポータルサイトについて

Q2-1 保護者ポータルサイトとは何ですか？

スマートフォンやパソコン等を利用して、インターネット上で給食申込み、口座振替登録、給食費関連通知の閲覧等が可能となる Web サイトです。

Q2-2 保護者ポータルサイトの登録は必須ですか？

登録することにより、申込み手続きがインターネット上で行えるほか、振替日のお知らせ（リマインド）などを受け取れますので、登録をお願いします。

Q2-3 自宅にインターネット環境がなく、スマートフォン等も所持していないため、保護者ポータルサイトの登録ができません。どうすればいいですか？

インターネット環境が無い場合は、給食申込みと口座振替登録を書面で行っていただくこととなります。必要な書面をお送りしますので、本Q&A表紙に記載のお問い合わせ先へご連絡ください。

Q 2 - 4 「令和7年度からの給食費・学校徴収金納入に必要な手続きのお知らせ」（封書）が届きましたが、4月から私立学校等（もしくは市外の学校）へ入学・進学する予定です。登録しなくてもよいですか？

現時点での登録は不要ですが、私立学校等（もしくは市外の学校）への入学・進学が確定するまでは、「保護者ポータルサイト利用登録のお願い」を保管しておいてください。今後、新潟市立学校へ入学・進学されることとなった場合は速やかにご登録をお願いします。

3 給食申込み等について

Q 3 - 1 給食申込み（以下「申込み」といいます。）は、なぜ必要ですか？

新潟市は「お子様に対して、給食を提供すること。」を、保護者の皆様は「新潟市に対して、給食費を支払うこと」を、それぞれが約束するという契約関係を明確にするためです。

なお、入学時や私立・市外等からの転入時に一度申込みしていただければ、新潟市立学校（万代高校、明鏡高校を除く）に在学中は有効となります。新潟市立学校間で転校・進学した場合も、再度の申込みは必要ありません。

Q 3 - 2 現在子どもが2人以上新潟市立学校へ在籍していますが、それぞれに手続きが必要ですか？

お子さま1人ごとに申込手続きと、口座登録手続きが必要です。

保護者ポータルサイトの登録後に、きょうだい等のひもづけが可能です。

Q 3 - 3 食物アレルギーのため、給食を全く食べていない（毎日弁当持参）ですが、申込みや口座振替登録が必要ですか？

今後、一部でも給食を開始することとなった際のお手続きをスムーズにするため、申込みをお願いします。

また、スポーツ振興センター共済制度への加入同意のほか、スポーツ振興センター共済の給付金受取口座、学校徴収金（副教材費など）の振替・返金口座を登録いただくため、手続きをお願いします。

なお、口座振替登録をした場合でも、食物アレルギー等のため給食を全部停止する届出をされる場合、給食費の支払いはありません。

Q 3 - 4 長期欠席中のため、給食を全部停止しています。この場合でも、申込みや口座振替登録が必要ですか？

給食を再開する際のお手続きをスムーズにするため、お手続きをお願いします。

また、スポーツ振興センター共済制度への加入同意のほか、スポーツ振興センター共済の給付金受取口座、学校徴収金（副教材費など）の振替・返金口座の登録を一連で行いますので、お手続きをお願いします。

なお、口座振替登録をした場合でも、全部停止の届出をされている場合、給食費の支払いはありません。

Q3-5 新潟市立学校以外（市外・私立等）に転校することになりました。どのような手続きをすればよいですか？

令和7年3月までの間または3月末までで新潟市立学校以外への転校が決定している場合は、本手続きは不要です。未確定の場合は、「保護者ポータルサイト利用登録のお願い」を保管しておいてください。

令和7年4月以降（新学期が始まってから）に新潟市立学校以外へ転校することになった場合は、所定の届出*を、転校等による給食停止を希望される日の6日前（土・日・祝日等の学校休業日を除く）までに、学校にご提出ください。書面の提出が遅れ、食材の発注が止められなかった場合は、給食費をお支払いいただくこととなりますので、お早めにお手続きをお願いします。

※届出様式は、現在準備中です。後日お知らせします。

Q3-6 食物アレルギー等についての相談は、どこにすればよいですか？

お子さまが通う学校にご相談ください。

4 給食費について

Q4-1 給食費は何に使われるのですか？

保護者の皆様にお支払いいただいた給食費は、給食に使う食材料費に充てています。なお、給食を作るために必要な調理場施設・設備の整備費、人件費、消耗品費等は新潟市が負担します。

Q4-2 給食費の納付額はどのようにして決まるのですか？

給食費の納付額は、給食実施予定回数に応じた年間予定納付額を設定し、それを年9回に分けて納めていただくこととなります。（毎年5月に各期の納付額と納付期限を、保護者ポータルサイトのほか、市ホームページなどでお知らせします。）

なお、令和7年度の給食費の額は、物価等の状況を踏まえつつ、市議会での予算の承認を得た上で決定します。

期別	1	2	3	4	5	6	7	8	9
納付期限	5/25	6/25	7/25	8/25	10/25	11/25	1/25	2/25	3/25

※納期限が金融機関の休業日となっている場合は、翌営業日になります。

※口座振替日は、各期の納付期限と同日です。

Q4-3 食物アレルギー等により給食を全部・一部停止する場合、給食費はどうなるのですか？

食物アレルギー等により給食を全部停止（食事も牛乳も提供しない）する場合は、給食費のお支払いはありません。

また、一部停止の場合は、①牛乳のみ停止、②牛乳以外の食事全てを停止（牛乳だけ飲む）の区分により給食費を決定します。食物アレルギー等により給食を全部または一部停止する場合は、事前に学校へ相談の上、所定の届出*を学校へ提出してください。

※届出様式は、現在準備中です。後日お知らせします。

Q 4 - 4 現在、食物アレルギー等により、給食を全部または一部停止しています。改めて手続きが必要ですか？

現在、食物アレルギー等により、給食を全部停止している方、または一部停止している方（①牛乳のみ停止している方、②牛乳以外の食事全てを停止（牛乳だけ飲む）している方）は、取扱いに変更がない場合でも、所定の届出*を学校へ提出してください。

上記に該当しない方（食事（主食・おかず）の一部のみ除去など）は、手続きは不要です。

※届出様式は、現在準備中です。後日お知らせします。

Q 4 - 5 給食を食べなかった場合、給食費は減額してもらえるのですか？

急な発熱やケガ等で学校を欠席される場合は、既に行っている食材の発注は変更できないことから、減額の対象になりません。一方、学級閉鎖や調理設備不良で給食の提供ができなかった場合は、その部分に係る費用を減額し、最終第9期の給食費で調整します。

また、入院や海外への帰省等により長期で給食を食べない（在籍校の給食提供日において連続して6食以上欠食（夏季休暇等の長期休暇を除く））の場合、停止を希望する日の6日前（土・日・祝等の学校休業日を除く）までに、所定の届出*を学校へ提出してください。停止期間中の給食費について調整します。

※届出様式は、現在準備中です。後日お知らせします。

Q 4 - 6 一旦停止した給食を再開する際にはどうすればよいですか？

再開を希望する日の6日前（土・日・祝等の学校休業日を除く）までに、所定の届出*を学校へ提出してください。

※届出様式は、現在準備中です。後日お知らせします。

5 学校徴収金について

Q 5 - 1 学校徴収金とはどのようなものですか？

副教材費、校外学習費、修学旅行積立金、生徒会活動費などにかかる経費です。

Q 5 - 2 学校徴収金の額はどのようにして決まるのですか？

学校徴収金の額は、それぞれの学校や学年の活動内容によって異なり、各学校の教材選定委員会で購入品目や活動経費が協議され、決定します。

学校徴収金の費用の内訳、振替回数、年間の合計額や1回あたりの金額などは、令和7年4月以降に在籍する学校からお知らせします。

6 給食費・学校徴収金の支払いについて

Q 6 - 1 給食費・学校徴収金はどのように支払えばよいですか？

原則として、口座振替によりお支払いいただきます。口座振替にかかる手数料は新潟市が負担します。

諸事情によりやむを得ず口座振替登録をされない方は、給食費と学校徴収金で納入の手続きが異なり、給食費は市が別に送付する納付書、学校徴収金は振込依頼書またはATMでの振込でお支払いいただきます。その場合、学校徴収金の振込手数料は自己負担になります。(Q6-4参照)

Q6-2 クレジットカード、電子マネー、スマホ決済はできますか？

申し訳ございませんが、利用できません。

**Q6-3 現在も口座振替で支払っていますが、新たに手続きの必要がありますか？
また、同じ口座を指定する場合でも新たに手続きが必要ですか？**

これまでは、学校が集金していましたが、今後は新潟市が行うため、お手数ですが、改めて口座振替の手続きをお願いします。

Q6-4 必ず口座振替にしないとイケませんか？

口座振替でない場合、給食費と学校徴収金で納入の手続きが異なります。

給食費は市が送付する納付書でお支払いいただきます。学校徴収金は学校からお子さんを通じてお渡しする振込依頼書またはATMで振り込んでいただきますが、振込手数料は保護者様のご負担となります。

口座振替の登録をいただくと、保護者様の手数料負担はなく、給食費（納入先：市）と学校徴収金（納入先：学校）をあわせてお支払いいただけますので、ぜひ登録手続きをお願いします。

また、登録された口座は過払いとなった場合の返金先、スポーツ振興センター共済給付金の支給先にもなります。スムーズな返金・給付手続きのためにも、事前のご登録をお願いします。

Q6-5 口座振替ができる金融機関はどこですか？

以下の金融機関が利用できます。

スムーズな手続きのため、原則、Webでの口座振替登録サービスをご利用ください。

<Webでの口座登録ができる金融機関>

第四北越銀行	大光銀行	東邦銀行	北陸銀行	きらやか銀行
秋田銀行	新潟縣信用組合	興栄信用組合	協栄信用組合	巻信用組合
はばたき信用組合	新潟県労働金庫	新潟信用金庫	三条信用金庫	新発田信用金庫
加茂信用金庫	新潟県信用農業協同組合連合会	新潟市農業協同組合	新潟かがやき農業協同組合	ゆうちょ銀行

<Webでの口座振替登録不可（金融機関窓口での手続き）>

みずほ銀行※	三井住友銀行※	東日本信用漁業協同組合連合会 新潟支店 ※
--------	---------	--------------------------

※の金融機関での登録を希望される方は、以下の手順で手続きをしてください。

- ①お子さんの通う学校に申し出て「口座振替依頼書」の用紙（3枚複写用紙）を受領
- ②必要事項を記入し、押印の上、金融機関窓口へ提出
- ③金融機関で受付印をもらい、返却された2枚のうち「新潟市用」を学校へ提出
（ゆうちょ銀行は、「お客様控え」のみ返却されるので学校への提出は不要）

なお、※の金融機関以外でも、紙での登録を希望する場合は、上記①～③の手順で手続きしてください。

Q6-6 Webでの口座振替登録サービスとは何ですか？

口座振替の申し込み手続きを、ご自宅のパソコンやスマートフォンなどからインターネットを利用して申し込みができるサービスです。口座振替依頼書への記入や届出印の押印が不要で、金融機関の窓口に出向くことなく口座振替の手続きが可能です。

ヤマトシステム開発（株）及び各金融機関の提供するセキュリティが確保された外部サイト*を利用します。

※既に、新潟市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税）の口座振替登録で用いられているほか、他の多くの自治体でも広く利用されています。

Q6-7 金融機関の申込画面で暗証番号の入力を求められますが問題ないですか？

新潟市 Web 口座振替受付サービスでは、口座情報の照合を行うため、利用する金融機関の申込画面に移動します（それぞれの金融機関が管理しているシステムの画面です。）。金融機関の申込画面では、口座情報の照合（本人確認）を行うために暗証番号などの入力が必要とありますが、登録のために必要な手続きです（紙で口座振替登録を行う際のお届け印に代わるもので、方法は金融機関によって異なります。）。

なお、手続きは金融機関内部でのみ行われ、市には金融機関の照合が完了した口座情報（金融機関名、支店名、預金種目、口座名義人、口座番号）のみ提供されますので、暗証番号などを市が知ることはありません。

Q6-8 Webでの口座振替登録サービスを利用するには、インターネットバンキングを利用している必要がありますか？

インターネットバンキングを利用していなくても、対応する金融機関（Q6-5参照）に、普通預金（総合口座含む。ゆうちょ銀行の場合は通常貯金）を保有し、その通帳のキャッシュカードを持っている個人であれば Web での口座登録ができます。

Q6-9 口座名義は納入義務者名義（保護者など）の口座でなければいけませんか？

納入義務者名義に限らず、他のご家族名義の口座もご登録いただけます。ただし、個人名義の口座の登録をお願いします。

Q6-10 きょうだい分の給食費を、同じ口座から振り替えることはできますか？

可能です。なお、口座振替登録手続きはお子様ごとに必要となります。

Q6-11 振替口座を変更したい場合はどうすればよいですか？

保護者ポータルサイトから新潟市 Web 口座振替受付サービスのサイトへ遷移し、新たな

口座を登録していただくことで変更できます。書面による変更の場合は、Q6-5※に記載の①～③のとおりとなります。

Q6-12 口座残高不足により、振替ができなかった場合はどうなりますか？

各納付期限の翌月15日に再振替を行います。

通常の振替日、再振替日いずれも振替不能だった場合は、督促状兼納付書を発行しますので指定納付期限までに納付してください。

Q6-13 納付書はどこで支払えますか？

納付書（督促状兼納付書）の場合は、給食費と学校徴収金をそれぞれ別の方法でお支払いいただく必要があります。

給食費は、コンビニエンスストアもしくはMMK設置店（公共料金等の窓口収納サービス、一部のスーパーマーケット、ドラッグストアなど）でお支払いください。なお、金融機関や市役所・区役所等窓口、学校でのお支払いはできませんのでご注意ください。

学校徴収金は、学校からお子さんを通じてお渡しする振込依頼書またはATMで振り込んでいただきますが、振込手数料をご負担いただく必要があります。

手数料負担がなく、納付手続きも簡単な口座振替への登録をぜひお願いします。

Q6-14 学校に現金を持参して支払うことはできますか？

令和7年4月以降の給食費は、学校へお支払いいただくことはできません。

学校徴収金についても、紛失等事故防止の観点から現金持参での納入はご遠慮ください。

Q6-15 経済的に給食費の支払いが困難ですが、どうすればよいですか？

支給要件に該当すれば、就学援助を受けられる場合があります。申請を希望される方は、お子さまの通う学校か、新潟市教育委員会学務課（TEL025-226-3168）にご相談ください。

生活保護の申請を検討される場合は、区役所の健康福祉課（東・中央・西区は保護課）へご相談ください。

Q6-16 給食費を滞納した場合はどうなりますか？

納期限までにお支払いが確認できない場合は、督促状や催告書を送付します。それでもお支払いいただけない場合や市からの連絡に応じていただけない場合は、法的措置などにより対処します。